

高圧ガス関係事業所が定める防災計画に関する指針

平成25年9月

東京都環境局

目 次

高圧ガス関係事業所が定める防災計画に関する指針 本文	1
第1章 基本的事項	3
第2章 災害予防対策	5
第3章 災害応急対策	7
第4章 災害復旧対策	10
第5章 防災計画表	11
(別添 1) 防災計画届出書	13
防災細則(警戒宣言発令時の応急対策)〔例示〕	14
高圧ガス関係事業所が定める防災計画書 作成要領	19
第1章 基本的事項	21
第2章 災害予防対策	22
第3章 災害応急対策	24
第4章 災害復旧対策	26
第5章 防災計画表	27
様式例1 地震防災組織	29
様式例2 地震防災教育計画	30
様式例3 地震防災訓練計画	31
様式例4 防災資器材一覧表	32
様式例5 安全対策計画	33
様式例6 被災当初時に必要となると考えられる最低限の項目	34
様式例7 情報伝達基準	35
様式例8 防災計画表	37
防災細則の作成要領	39
参考	41
改定の経緯	43
主な改正点	45
新旧対照表	46

高圧ガス関係事業所が定める防災計画に関する指針

本 文

第1章 基本的事項

1 目的

東京都震災対策条例第10条に基づき、高圧ガス事業所が防災計画に規定する内容を定め、もって地震災害の発生防止又は被害の軽減を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この指針の対象は、毒性ガス、可燃性ガス及び支燃性ガスを取扱い、かつ、次の各項のいずれかに該当する高圧ガス事業所とする。

(1) 高圧ガス保安法の適用を受ける事業所であって次のもの

- ① 第1種製造所
- ② 第1種貯蔵所
- ③ 第2種製造所（在宅酸素療法用の液化酸素に係るものを除く。）
- ④ 第2種貯蔵所
- ⑤ 特定高圧ガス消費者（①、②、③及び④に掲げるものに該当する場合を除く。）

(2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）の適用を受ける事業所であって、同法第36条に基づき許可を受けなければならない貯蔵施設又は特定供給設備

3 防災計画の取扱い及びその内容

事業者は、次表の区分により防災計画書又は防災計画表を作成し、それぞれ届出又は事業所内での掲示をするものとする。

ただし、同一施設・設備が次表の複数の区分に該当する場合又は同一事業所内に複数の施設・設備があり次表の複数の区分に該当する場合（いずれも第一種製造所の場合を除く。）にあっては、より上位の取扱い（防災計画書の届出と防災計画表の掲示では、防災計画書の届出となる。）に包含して一括して取り扱うことができるものとする。

防災計画書は、本文第2章から第4章までの内容に基づき作成するものとする。

防災計画表は、防災計画の概要を表にまとめたもので、本文第5章の内容に基づき作成するものとする。

ただし、他の法令等に基づき作成された防災計画で、本文第2章から第4章までの内容に準じたものと認められる場合は、本指針に基づく防災計画書とすることができる。

なお、防災計画書の届出様式は、別添1（13ページ）のとおりとする。

区 分		取 扱 い
高 圧 ガ ス 保 安 法	第1種製造所	防災計画書の内容に相当する部分を危害予防規程に盛り込んで届け出る。
	第1種貯蔵所	防災計画書を作成し届け出る。
	第2種製造所	防災計画表を作成し事業所内に掲示する。
	第2種貯蔵所	
	特定高圧ガス消費者	
液ガ 化ス 石法 油	許可対象の貯蔵施設又は特定供給設備	防災計画表を作成し事業所内に掲示する。ただし、貯蔵能力が1万キログラム以上の場合については、防災計画書を作成し届け出る。

4 用語の定義

本指針において掲げる用語の定義は、高圧ガス保安法、大規模地震対策特別措置法及びこれらの関係法令並びに当該事業所の危害予防規程本文において定めるところのほか、次による。

防災細則：当該事業所において、防災計画（本文）の内容をさらに具体的に定めた規定類を総称している。

5 施行期日

この指針は、平成 25 年 9 月 25 日から施行する。

第2章 災害予防対策

1 防災の基本的事項

(1) 被害想定の把握

防災計画の作成に当たっては、当該事業所で起こりうる地震災害の程度をあらかじめ把握しておく。また都が公表する被害想定等の情報を参考にする。

(2) 地震防災体制の確立

警戒宣言の発令及び地震災害の発生に備えて、地震防災組織を編成する。地震防災組織は事業所の責任者の下に各班を設け、警戒宣言が発令された場合の応急対策及び地震発生時の応急措置に対応し事業所内外の安全を確保する。

(3) 地震防災組織

次の事項についてあらかじめ定める。

① 組 織

② 各班の機能

(4) 防災教育

応急対策及び応急措置を円滑に行うため、地震防災に関する教育を6ヵ月に1回以上、地震防災教育計画に基づき実施する。

なお、入社時及び異動時には、その対象者に対してその都度1回以上防災教育を実施する。

(5) 防災訓練

応急対策及び応急措置を的確かつ迅速に実施するために地震防災組織を中心とした総合訓練及び各班を中心とした部分訓練を地震防災訓練計画に基づき実施する。

(6) 防災資器材

応急対策及び応急措置に必要な防災資器材を常備する。防災資器材は一定期間ごとに点検し常時使用できる状態に維持する。

(7) 帰宅困難者対策

家族等との安否確認のための連絡手段を確保する、また、従業員等の一斉帰宅を抑制する。

2 施設等の安全化対策

(1) 安全性の点検・確認

高圧ガス設備が大規模地震に対して安全性を維持し二次災害による被害を最小限にとどめるために、下記の箇所について安全性を点検・確認する。

その結果、脆弱箇所が判明した場合には、現状と将来の対策等で構成する安全対策計画を作成する。

① 高圧ガス設備を収容する建築物（収容室、貯蔵室、機械室等）

② 高圧ガス設備の基礎等

③ 貯槽等の附属設備

④ 配管

⑤ 除害設備

⑥ 防災上重要な構内道路

⑦ その他必要なもの

(2) 耐震設計基準適合状況の確認

国の高圧ガス設備等耐震設計基準の対象となる耐震設計構造物については、レベル1耐震性

能又はレベル2耐震性能への適合を確認する。また、耐震性能を満たしていないことが判明した場合には速やかに必要な措置を講ずる。

(3) 容器の転倒防止及び流出防止

地震の揺れにより容器が転倒しないよう措置を講ずる。また、津波等による浸水が想定される場合は、浸水により容器が流出しないよう措置を講ずる。

3 計画の確認と見直し

(1) 実施状況の確認

防災計画に基づく取組の実施状況を記録し、必要な時に第三者による確認ができるようにする。

(2) 計画の見直し

国、都又は区市町村の防災計画の修正その他状況の変化に応じて、適宜計画の見直しを行う。

4 機動性確保についての配慮

防災計画は多岐にわたるため、防災計画の作成に当たっては、初動時において最低限必要となると思われる項目について、速やかに取り出せるなど、機動性確保に配慮すること。

第3章 災害応急対策

地震が発生したときは、次の各号に係る措置を講ずる。
なお、ここでは突発的な地震に対応した措置を中心に定めている。

1 地震時の初期措置

(1) 施設の点検

地震を感知したときは、直ちに高圧ガスの全施設について点検し異常の有無を確認する。

地震感知時の高圧ガス施設の点検については目視等で施設全体を行うが、特に危険な箇所及び地震に脆弱な部分については各事業所であらかじめ定めた点検方法により綿密に点検を行う。

(2) 機器の運転停止

地震の規模が大きく高圧ガス施設に相当な影響を与えると判断するときは、直ちに機器の運転を停止すると共に、災害の発生の防止又は軽減を図るために必要な措置を講ずる。

- ① 緊急しゃ断弁、元弁等の閉止
- ② 火災発生の防止
- ③ 除害設備の稼動及び防消火設備等の準備
- ④ その他

2 ガス漏えい時の措置

漏えいを発見したときは直ちに関係者に連絡するとともに漏えい箇所の発見に努め、漏えい防止のための適切な措置を講ずる。

(1) 緊急しゃ断弁、元弁等を閉止しガスの流出及び拡散を防止する。

(2) 漏えい量が少なく漏えいを防止できる場合には、漏えいガスの物性及び状態に応じた防止措置を実施する。

- ① 液化ガスが漏えいしたときは、土のうその他を使用し事業所外又は下水等に流入することを防ぐ。
- ② 毒性ガスが漏えいしたときは、漏えい箇所をできる限り密閉し、除害の措置を講ずる。
- ③ 可燃性ガスが漏えいし着火するおそれがある場合は、ガスの拡散を図り着火を防止する。
- ④ 支燃性ガスが構内に流出した場合は、土のうその他を使用して油脂類又は可燃物等に接触させない措置を講ずる。

(3) 漏えい量が多いか漏えい箇所が不明で漏えいを防止することが困難な場合で、かつ火災又は中毒等の危険があるときは、事業所員及び附近住民の避難誘導に努める。

3 漏えいガスに引火したときの措置

(1) 漏えい箇所が明らかで消火後直ちに漏えいを防止することが可能なときは、消火に努める。

(2) 漏えい箇所が不明又は消火後直ちに漏えいを防止することが困難なときは、弁操作等により漏えいを最小限にするとともに周囲への延焼防止に努める。

4 周囲火災時等の措置

高圧ガス施設の周囲等に火災が発生した時は、高圧ガス施設への影響を最小限にするような措置を講ずる。

- (1) 貯槽その他高圧ガスが大量に貯蔵されている施設に危険が及ぶと判断されたときは、散水その他の冷却措置を講ずるとともに状況に応じて安全な方法等によりガスを放出する。
- (2) 火災により容器に危険が及ぶおそれがあるときは、容器を安全な場所に移動するか水中に埋没する等の措置を講ずる。
- (3) 高圧ガス施設又はその周囲に火災が発生し、鎮火することが困難なときは、事業所員及び附近住民の避難誘導に努める。

5 避難誘導

高圧ガス又はその他による災害が拡大し、危険になった場合は事業所員及び附近住民に対して避難誘導を行う。

- (1) 災害の拡大防止及び連絡に必要な防災要員を残し、あらかじめ定めた避難場所に避難するとともに事業所の周囲に避難場所を表示する。
- (2) 避難する事業所員は付近住民に対する誘導要員と協力し、付近住民に対し当該事業所が危険な状態であることを周知させ避難誘導に努める。

6 警戒宣言発令時の応急対策

警戒宣言が発令されたとき、次の各号に係る措置を防災細則（15 ページ）の定めるところに従って講ずる。

なお、防災細則には次の各号に掲げる事項について警戒宣言及び地震予知情報の内容に応ずる具体的対策を定める。

- (1) 警戒宣言及び地震予知情報の伝達
 - ① 警戒宣言及び地震予知情報の確認収集は、あらかじめ定められた受領責任者が行う。
 - ② 受領責任者が警戒宣言等に関する情報を受領したときは、情報伝達基準により関係者へ情報を速やかにかつ確実に伝達する。
- (2) 応急対策の確立

警戒宣言が発令されたときは、応急対策及び応急措置を実施するのに必要な防災要員（地震防災組織に組み入れられたもの）等の動員、確保を行い、直ちに事業所内に警戒配備を指令する。
- (3) 待機の勧告又は指示

警戒宣言が発令された時は、応急対策及び応急措置に必要な防災要員を除いた事業所員及び関係者に、待機の勧告又は指示を行う。
- (4) 救急体制の確保

事業所内の警戒配備指令に基づいて、救急要員の確保及び救急資器材、救急薬剤を整備する。
- (5) 消防・水防その他の緊急措置
 - ① 消火用機器、散水装置、貯水施設等の消火設備に関する作動テストその他の措置を講ずる。
 - ② 防液堤その他排水及び防潮のための設備に関する措置を講ずる。
- (6) 施設、設備及び防災資器材の整備点検

非常用電源、非常用照明設備、通報設備、緊急制御装置、ガス漏えい検知器、除害設備等保安上必要な設備及び防災資器材の整備点検を行う。
- (7) 災害の発生の防止又は軽減を図るための措置
 - ① 製造施設の運転、充てん作業、火気取扱い作業、高所作業等については停止又は制御の措置を講ずる。

- ② タンクローリー等の入出荷設備については、待避又は安全措置を講ずる。
- ③ 落下、転倒等の危険がないように適切な安全措置を講ずる。
- ④ その他災害の発生の防止又は軽減を図るために必要な措置を講ずる。

(8) 警戒解除宣言に係る措置

警戒解除宣言が発令されたときは、警戒宣言の伝達に係る措置に準じて警戒解除宣言を伝達し応急対策により講じた措置を解除する。

第4章 災害復旧対策

1 震災後の運転再開時等の措置

地震の影響を受けた高圧ガス施設は次の基準に従い設備を点検し、安全を確認した後で運転を再開する。

また、高圧ガス施設等の復旧活動時の災害発生を防止するため、被害を受けた施設等の使用禁止措置や工事関係者に対する安全指導等を行う。

(1) 震度4以下の地震を受けたとき

ガスの漏えい等の事故が発生しなかった場合には、通常の日常点検を行い異常のないことを確認した上で高圧ガス施設の使用を再開する。

(2) 震度5弱以上の地震を受けたとき

ガスの漏えい等の事故が発生しなかった場合には、通常の日常点検を行い異常のないことを確認した上で高圧ガス施設の使用を再開する。ただし、1ヵ月以内に定期自主検査等を実施する。

(3) ガス漏えい等の事故が発生したとき

直ちに定期自主検査等を実施し、異常のないことを確認した上で高圧ガス施設の使用を再開する。

2 事業継続計画

LPガスや酸素など、都民の生活に不可欠なガスを取り扱っている事業所においては、必要に応じ、震災後も速やかに供給を行えるよう、あらかじめ事業継続計画（BCP）を定めるよう努める。

BCPを策定する際は、次の手順に基づき行う。

(1) BCP基本方針の決定

BCPに取り組む目的及びBCPの対象とすべき事業とその復旧目標を決める。

(2) 重要業務・経営資源の特定

その事業で優先的に復旧すべき業務とその業務に必要な経営資源を特定する。さらに災害発生直後の緊急対応の方法を決める。

(3) 事業継続対策の決定

経営資源の被災想定に対して事前の予防・低減策と災害発生後の事業継続策を策定する。

(4) BCP文書の作成

これまでに策定した内容の文書化を行い、検証や訓練のための演習計画を策定する。

(5) 演習と改善

実際に演習を実施し、検証し、BCPを改善する。

第5章 防災計画表

防災計画表は、防災計画で定める、地震に備えての事前計画及び地震時の活動計画について要約したものである。

本文第2章から第4章までの内容に基づき、次の項目について、事業所の実情（人員構成、取扱いガスの種類等）に応じて防災計画表を作成し事業所内に掲示する。

様式例として、第二種製造所は様式例8-1を、第二種貯蔵所には様式8-2の2例を掲げているが、防災計画書と同様、本文第2章から第4章までの内容に準じていれば他の様式等を使用して差し支えない。

1 基本的事項

- (1) 必要な緊急時連絡先を明記する。
- (2) 取扱いガス名並びに貯蔵量を明記する。
- (3) 総括防災責任者を定め明記する。

2 地震に備えての事前計画

- (1) 予防対策
 - ① 防災体制づくりとして、本文第2章1項のうち(1)から(3)までにに関する内容を要約して明記するとともに、責任者を定め明記する。
 - ② 防災教育及び訓練として、本文第2章1項の(4)及び(5)に関する内容を要約して明記するとともに、責任者を定め明記する。
 - ③ 施設の危険箇所の点検と安全対策として、本文第2章2項に関する内容を要約して明記するとともに、責任者を定め明記する。
 - ④ 防災資機材の整備として、本文第2章1項の(6)に関する内容を要約して明記するとともに、責任者を定め明記する。
 - ⑤ その他、出火及び漏えいを防止するための措置としてあらかじめ講じておくべき対策があれば、その内容を要約して明記するとともに、責任者を定め明記する。
- (2) 警戒宣言発令時の対策
 - ① 情報の収集伝達として、本文第3章6項の(1)に関する内容を要約して明記するとともに、責任者を定め明記する。
 - ② 事前措置として、本文第3章6項のうち(2)から(7)までにに関する内容を要約して明記するとともに、責任者を定め明記する。

3 地震時の活動計画

- (1) 地震時の活動対策
 - ① 初動措置として、本文第3章1項に関する内容を要約して明記するとともに、責任者を定め明記する。
 - ② 応急措置として、本文第3章2項から4項までにに関する内容を要約して明記するとともに、責任者を定め明記する。
 - ③ 情報の連絡として、被害が拡大して危険が生じた場合の付近住民への状況の伝達・避難誘導に関する内容を要約して明記するとともに、責任者を定め明記する。

(2) 復旧活動時の災害・火災防止対策

震災後の復旧活動時における、二次災害を防止するための活動について内容を要約して明記するとともに、責任者を定め明記する。

(3) 避難方法の確認

従業員、付近住民等を避難させる方法を明記する。

- ① 避難場所として、都及び区市町村が指定する公的な避難場所を明記する。
- ② 避難経路として主要な地点を明記し、避難経路を明確にしておく。
- ③ 避難誘導の方法として、付近住民等を避難させるための具体的な方法を明記する。

4 地震時等の行動計画図

- (1) 建物等の平面図上に火気使用場所、消火器材、高圧ガスの保管場所、危険物の保管場所などを明示する。
- (2) 使用火気ごとに「出火防止」の担当者、消火器材ごとに「初期消火」の担当者などを定め明記する。
- (3) 高圧ガスや危険物の漏えい防止要領や責任者を定め明記する。
- (4) 一時、建物内で身の安全を図る場所を定め明示する。

(別 添 1)

防災計画届出書	一般	(制定)	× 整 理 番 号	
			× 審 査 結 果	
	液化 石油	(変更)	× 受 理 年 月 日	年 月 日
			× 届 出 番 号	
名 称 (事業所の名称を含む。)				
事務所所在地				
事業所所在地	電話 ()			
備 考				

年 月 日

名 称
代 表 者 氏 名

印

東 京 都 知 事 殿

連 絡 担 当 者 名

所 属 名

電 話

- 備 考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。
 - 3 1部提出すること。

防災細則（警戒宣言発令時の応急対策）〔例示〕

防災計画本文第3章「災害応急対策」6に定める防災細則は次のとおりとする。

警戒宣言発令時の応急対策

(1) 警戒宣言及び地震予知情報の受領責任者及びその職務

警戒宣言及び地震予知情報の受領責任者を次のとおり定める。

平日 昼間勤務時間内は、

夜間勤務時間内は、

休日 昼夜間を通じて、

とする。

(2) 「警戒宣言」及び「地震予知情報」の処理

地震防災組織の最高責任者は、受領責任者の報告に基づき警戒宣言及び地震予知情報の程度に応じて当該事業所の防災に必要な次の「所内指令」を発令する。最高責任者が不在の場合は代理者が処理する。

① 警戒配備指令

警戒配備指令が発令された場合、本文第3章6項のうち(3)から(7)までの措置を講ずる。この場合、本文第2章1項に定めるところにより防災組織に編入された者はそれぞれのあらかじめ定められた職務を遂行する。

なお、消火防災班は、本文第3章6項のうち(5)、(6)及び(7)の措置を講ずるが、(7)の措置を他に優先して講ずる。

② 警戒宣言解除指令

地震警戒宣言が解除された場合は、本文第3章6項の(8)の措置を講ずる。

(3) 伝達方法

「所内指令」の伝達経路及び伝達方法は次による。

① 地震防災組織に編入された者に対する伝達は地震防災組織を通じて行う。

② 地震防災組織に編入された者以外の者に対する伝達は職制を通じて行う。

③ その他事業所員以外の者にも周知させるために所内の掲示板等にも明示する。

(4) 待機の勧告又は指示

待機についての対象者、時期、場所等は次のとおりとする。

① 防災要員以外の従業員は、速やかに仕事の区切りをつけ事業所内の安全な場所に退避する。

② 防災要員は、警戒宣言発令と同時に地震防災体制のもとに防災活動を開始し、防災準備完了後は指定した安全な場所に待機して発災に備えるものとする。

③ 行政機関の命ずる命令等は、所内指令に優先する。

(5) 救急体制の確保

警戒宣言発令後は、地震防災体制に係る救護班等を活用して、医師等に診療が受けられるまでの応急措置ができる程度の救急資材及び救急薬剤を準備しておく。

① 内服薬、外用薬

- ② 衛生材料（油紙、三角布、ハサミ、ピンセット、体温計、絆創膏、ガーゼ、脱脂綿、包帯等）
- ③ 担架及び毛布

(6) 消防・水防その他の緊急措置

- ① 消火設備は、正常かつ直ちに使用できる状態にする。
 - ア 消火栓にホースを接続し、消火待機体制をとる。
 - イ 消火水槽の満水の状態を確認する。
 - ウ 消火器の数・所定位置にあるかの確認をする。
- ② 臨海又は河川近く等で津波その他地震による水害の予想される事業所では、その程度に応じて措置する。
 - ア 施設の入口は、津波情報の予想水位に応じて土のうを築き封鎖する。
 - イ 流水等による破損防止措置を講ずる。
- ③ 防液堤の点検をし防液堤内に滞水がないことを確認し、防液堤外への排水又は防液堤内への浸水が遮断できる措置について確認する。

(7) 施設・設備及び防災資器材の整備点検

- ① 緊急制御装置の整備点検を行う。全自動又は半自動の制御回路で振動計等と連動又は手動により制御回路を緊急制御装置として作動させる場合はこれを整備点検し、作動を確認する。
- ② 除害設備、除害作業に必要な保護具等の整備点検を行う。
 - ア 除害設備、除害剤散布装置等
 - イ 空気呼吸器、隔離式防毒マスク、保護手袋、保護長靴、保護衣等
 - ウ ガス漏れ応急用具（木栓、ゴムチューブ、ゴム板等）
 - エ バール、大ハンマー、非常用ロープ等
- ③ 非常用照明設備の整備点検を行う。停電時の避難誘導灯は点灯を確認し、懐中電灯は定位に定数があるかどうかを確認する。
- ④ 通報設備の整備点検を行う。
- ⑤ ガス漏えい検知器具の整備点検を行う。

(8) 災害の発生の防止又は軽減を図るための措置

- ① 製造施設の運転は原則として停止又は制御する。
なお、やむなく運転を続ける場合は、施設の損壊に備えて防災要員を配置し、保安上必要な体制をとる。

(冷凍関係)

地震防災組織の責任者の指示により、保安上必要なバルブの操作を行い、又は応急措置のための操作を確認の上、原則として運転を停止し、冷媒設備のある部屋から退出する。

保安上必要なバルブ操作とは、次のアからオまでの措置とする。なお、地震発生までの時間的余裕がないときは、イからオまでの措置とする。

- ア 受液器の液量を確認し、必要に応じ冷媒液を蒸発器及び液管から受液器に回収する。
- イ 製氷槽、ブラインクーラー、蒸発器等は液封鎖を起こさないように満液でない状態を確認して、冷媒液入口及び冷媒ガス出口バルブを閉じる。

ウ 送液管については受液器からの出口バルブを先ず閉じ、送液管内の冷媒液を蒸発器に送り込み管内の冷媒液を液封にならないように一部ガス化した状態にした後、蒸発器の入口バルブを閉じる。

エ 圧縮機の運転を停止する。

オ 受液器については、液入口バルブ、液出口元弁(又は液出口電磁弁)、均圧管元弁、ドレンパイプの元弁は閉じ、安全弁の元弁は開のままとする。各弁を操作する場合は液封鎖を起こさないように注意する。

(液化石油ガス関係)

地震防災組織の責任者の指示により、原則として製造施設の運転を停止し元弁、緊急遮断弁等を閉止する。

(一般ガス関係)

地震防災組織の責任者の指示により、原則として製造施設の運転を停止し元弁、緊急遮断弁等を閉止する。

- ② 高圧ガスの充てん作業は直ちに停止する。充てんのための接続配管バルブの開閉等は、元の状態に戻す。
容器は、地震による転倒及び移動を防止し、必要に応じ安全な場所へ移す等の処置をする。
- ③ 火気取扱い作業は、直ちに消火し作業を停止する。
- ④ 高所作業は、高所作業中に使用した機材等の落下防止、取り片づけ等を行い、作業を停止する。
- ⑤ 荷くずれの防止、避難通路の確保、安全のための作業等緊急やむを得ない作業は速やかにすませ、それ以外の荷役作業は直ちに停止する。
- ⑥ タンクローリー、移動式荷役設備、入出荷設備等については、防災活動に支障のない場所に移動させる。また、地震による大きな移動、落下物による損傷、付近からの着火等のないように安全措置を講ずる。
- ⑦ 配管、避難通路等に重量物等の落下及び転倒のないよう巡回点検し、適切な安全措置を講ずる。

(9) 警戒解除宣言に係る措置

- ① 警戒宣言解除指令を発令し、警戒配備指令により講じた本文第3章6項の(3)から(5)まで及び(7)の措置を情報に応じて段階的に解除する。
- ② 高圧ガス設備の運転を開始する前に、災害の発生の防止又は軽減を図るための措置として講じた弁の開閉については、確実に正常に戻す。
- ③ 高圧ガス設備の運転を再開するに当たっては、運転前の点検を十分行い安全を確認する。